

## <会長声明>

### イスラエル・米国によるイラン攻撃、イランによる報復攻撃に抗議する

石川県保険医協会  
会長 三宅 靖

2026年2月28日、米国とイスラエルはイランへの大規模な武力攻撃を開始した。爆撃は小学校をはじめとする民間施設にも及び、イラン国内の死者は1,000人を超えたと報じられている。イランは即座に報復攻撃に踏み切り、中東全域へと戦火が拡大している。

人命を守ることを使命とする医師・歯科医師の団体である石川県保険医協会は、今回の武力攻撃に対し、強く抗議する。当会が加盟する全国保険医団体連合会は、「開業医宣言」第10項において次のように掲げている。「人命を守る医師はいかなる戦争をも容認できない。私たちは歴史の教訓に学び、憲法の理念を体して平和を脅かす動きに反対し、核戦争の防止と核兵器廃絶が現代に生きる医師の社会的責任であることを確認する。」当会は今こそこの決意を行動に移すべきときと認識し、米国・イスラエルおよびイラン双方に対し、軍事行動の即時停止を強く求める。

今回の攻撃は、世界的な核軍拡が加速するなかで起きた。ロシアは核使用を示唆し、北朝鮮は核開発を継続している。フランスは3月2日に核戦力の増強と欧州への「核の傘」拡大を表明し、フィンランドは同月5日、核持ち込みを容認するための法改正に着手すると発表した。このように、今回の攻撃が核拡散の連鎖を招き、核不拡散体制が事実上崩壊する懸念は高い。唯一の戦争被爆国に生きる医師・歯科医師の団体としてこの事態を深く憂慮する。

翻って日本においては、非核三原則や武器輸出原則の見直しを取り沙汰されている。先の米国によるベネズエラ大統領の拘束など、「力による支配」「武力による現状変更」が横行する今日の国際情勢にあって、こうした見直しは地域紛争を助長しかねず、平和国家としての日本の立場を根底から覆すものである。

日本政府が取るべき道は、日本国憲法が掲げる平和主義と基本的人権の保障を堅持するとともに、国際法無視の軍事行動を非難し、早急に停戦合意を促すことである。石川県保険医協会は日本政府にこれを強く求めるとともに、最大の健康被害である戦争に断固反対し、すべての戦火の即時停止と平和的解決を訴える。

2026年3月18日